

国家戦略特区「家事支援外国人受入事業」の基準に適合した事業者に対し 特定機関基準適合通知書を交付しました

千葉市では、家事支援外国人受入事業における事業者として、第三者管理協議会から適合と認められた「株式会社ニチイ学館」に対し、「第一号」となる適合通知書を交付しましたので、お知らせします。

1 事業の趣旨

(1) 家事支援外国人受入事業について

関係行政機関と千葉市とで構成する第三者管理協議会の管理の下、国家戦略特区において、家事支援サービスを提供する事業者（特定機関）に雇用される外国人家事支援人材の入国・在留を可能とするものです。事業者は第三者管理協議会から、政令などで定められた基準への適合確認を受けます。

(2) 現状

家事支援活動を行う外国人は、外交官や高度外国人材などが雇用する場合しか、入国・在留が認められない。

(3) 特例（家事支援外国人受入事業）

第三者管理協議会の管理の下、一定の基準を満たす家事支援サービス企業に雇用される外国人の入国・在留を最長5年間可能とする。

(4) 千葉市の実施目的

家事支援を必要とするニーズに応え、外国人家事支援人材によるサービスを提供することにより、より多くの方々が個々の能力を存分に発揮できる環境を整備し、女性をはじめとする家事の負担を抱える方々の負担軽減、社会進出・活躍を推進する。

2 今回の適合確認について

(1) 適合通知書の交付日

令和2年7月31日（金）

(2) 特定機関の名称

株式会社 ニチイ学館

(3) 特定機関の主たる営業所の所在地

東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地

(4) 特定機関の家事支援外国人受入事業に関するホームページ

<https://www.sunnymaid.jp/>

3 千葉市第三者管理協議会について

(1) 設置日

令和元年6月26日（水）

(2) 構成員

内閣府地方創生推進事務局、東京出入国在留管理局、千葉労働局、関東経済産業局及び千葉市

(3) 役割

実施事業者（特定機関）の基準適合性の確認、監査

(参考) 家事支援外国人受入事業

■事業概要

家事支援活動を行う外国人の入国・在留については、これまで外交官や高度外国人材などが雇用する場合に限り認められていたが、地方自治体等で構成される第三者管理協議会による一定の管理体制の下、家事支援サービス企業に雇用される外国人の入国・在留を最長5年間可能とするもの（出入国管理及び難民認定法の特例）。

■提供できる家事支援サービス

- ① 炊事、洗濯、掃除（床、水回り、炊事場の清掃のほか、家具等の清掃を含む。）、買い物
- ② ①と併せて実施する、児童の日常生活上の世話等（児童の送迎を含む。）

※保育所等における保育の代替や公的介護保険等の保険給付等を行うことは想定していない

■外国人家事支援人材の要件

- ① 満18歳以上であること
- ② 家事代行サービス等の実務経験1年以上であること
- ③ 家事支援活動の知識・技能を有していること（送り出し国における一定の研修の終了）
- ④ 必要最低限の日本語能力を有していること（日本語能力試験N4程度）

■実施事業者（特定機関）の主な要件

- ① 特定機関の本社又は直営事業所の所在地が、千葉市又はこれに隣接する市町村若しくは東京都であること
- ② 国内での家事代行業務等の実績が3年以上であること
- ③ 外国人家事支援人材の報酬を日本人と同等以上とすること
- ④ 外国人家事支援人材の住居を確保すること
- ⑤ 外国人家事支援人材に対し必要な研修を実施すること など

